

平成 31 年 1 月 9 日

各位

会 社 名 三菱UFJ 国際投信株式会社
(管理会社コード 13444)
代表者名 取締役社長 松田 通
問合せ先 コールセンター (TEL. 0120-548066)

**「国際の E T F V I X 中期先物指数」
繰上償還および投資信託約款変更（確定）のお知らせ**

当社は、「国際の E T F V I X 中期先物指数」（証券コード：1561）（以下「本 ETF」といいます。）につきまして、繰上償還および付随する重大な約款変更を行うため、法令等の規定に基づき、平成 31 年 1 月 9 日に書面による決議を行いました。その結果、基準日（平成 30 年 11 月 14 日）現在の議決権を行使することができる受益者の受益権総口数の 3 分の 2 以上の賛成を得られた（法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。）ことから、予定通り、平成 31 年 2 月 12 日付で投資信託約款の変更を実施し、平成 31 年 2 月 14 日を信託終了日として繰上償還することとなりましたので、ここにお知らせいたします。

日ごろの皆さまからのご愛顧に対しまして心より御礼を申し上げますとともに、今後ともお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象ファンド

国際の E T F V I X 中期先物指数

2. 繰上償還および付随する重大な約款変更に関する日程

書面決議日	平成 31 年 1 月 9 日（水）
買取請求開始日	平成 31 年 1 月 10 日（木）
買取請求終了日	平成 31 年 1 月 29 日（火）
約款変更実施日	平成 31 年 2 月 12 日（火）
信託終了日	平成 31 年 2 月 14 日（木）
償還金支払い開始日	平成 31 年 3 月 25 日（月）

3. 東京証券取引所における売買に関する日程

「整理銘柄」への指定	平成 31 年 1 月 9 日（水）
東京証券取引所における最終売買日	平成 31 年 2 月 8 日（金）
上場廃止日	平成 31 年 2 月 10 日（日）

※最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

4. 繰上償還および付随する重大な約款変更の内容および理由

<内容>

- ・本ETFの信託期限を無期限から平成31年2月14日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ・繰上償還に伴い償還金支払いに関する規定に所要の変更を行います。

<理由>

本ETFは平成23年11月29日に純資産3億79百万円で設定され、平成23年12月1日に東京証券取引所に上場いたしました。設定来、本ETFの「運用の基本方針」に則り、指数連動有価証券への投資を通じて、基準価額の変動率を対象インデックス（円換算したS&P 500 VIX 中期先物指数）の変動率に一致させることを目指して運用を行って参りました。

今般、制度改正により、本ETFは平成31年11月末までに金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2に規定される信用リスクの分散に対応する必要性が生じております。当該規制への対応を検討いたしました。現状の純資産総額の状況（平成30年9月末時点 約1億77百万円）では、信用リスクの分散のための対応を行った場合、対象インデックスへの十分な連動性が得られないため、適切な商品性の維持が難しいという判断に至ったことから、本ETFを繰上償還することといたしました。

5. 償還金のお支払いについて

償還金のお支払いにつきましては、投資信託約款の定めに従い、信託終了日である平成31年2月14日現在の受益者名簿に記録されている受益者に対し、平成31年3月25日から支払開始予定です。償還金額が確定いたしましたら、弊社ホームページにてご案内申し上げます。

当該償還金のお受け取り方法は、平成31年2月14日時点で受益者が証券会社に登録されている「配当金受領方法」によって異なります。

配当金受領方法	償還金のお受け取り方法
株式数比例配分方式 配当金領収証方式	領収証（もしくは払出証書）を受益者へご郵送いたしますので、ゆうちょ銀行もしくは郵便局へ持ち込むことで、償還金をお受け取りください。
登録配当金受領口座方式 個別銘柄指定方式	受益者が証券会社に対して指定されている口座に振り込まれます。

※お取引のある証券会社に対して、例えば「株式数比例配分方式」の指定を解除し、「登録配当金受領口座方式」を指定されますと、本ETF以外に保有されている銘柄の配当金のお受け取り方法も変更されてしまいますので、ご注意ください。

- ・国内の個人受益者が少額投資非課税制度（NISA）の口座で本ETFを保有されている場合
本ETFの償還金受領時に譲渡益が発生する場合、当該譲渡益についてはNISAが適用されないため、確定申告を行う必要があります。
- ・国内の個人受益者が特定口座で本ETFを保有されている場合
本ETFの償還金受領時に譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡所得等との損益通算はできません。ただし、個別に確定申告をして損益通算を行うことは可能です。

（税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。）

6. 書面決議に反対された受益者の買取請求

繰上償還および付随する重大な約款変更に反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条」に基づいて、平成 31 年 1 月 10 日から平成 31 年 1 月 29 日までの間に、本 ETF の受託会社に対して、平成 30 年 11 月 14 日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取することを同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

7. 取得申込および一部解約の停止

議案に関する書面決議が可決されましたので、本 ETF の取得申込は平成 31 年 1 月 10 日以降、一部解約は平成 31 年 2 月 7 日以降、受け付けないこととします。

8. 対象指数との連動終了予定について

繰上償還に備え、平成 31 年 1 月 31 日に運用停止の投資行動（保有する指数連動有価証券の売却）を実施する方針であり、平成 31 年 2 月 4 日以降、本 ETF の基準価額は対象指標の値動きに連動しないこととなる予定ですので、お含み置き下さい。

(添付資料)

別紙 「国際の E T F V I X 中期先物指数 投資信託約款の新旧対照表」

別紙

国際の E T F V I X 中期先物指数
投資信託約款の新旧対照表

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
（信託期間） 第 5 条 この信託の<u>期間は、信託契約締結日から平成 31 年 2 月 14 日までとします。</u>	（信託期間） 第 5 条 この信託は、<u>期間の定めを設けません。ただし、第 43 条第 1 項および同条第 2 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項および第 48 条第 2 項の規定により信託を終了させることがあります。</u>
（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） 第 37 条 （略） ② （略） ③ 償還は、<u>信託終了日現在において第 17 条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u> ④ <u>信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権 1 口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。</u> ⑤ <u>前項に規定する償還金の支払いは、原則として、受託者が、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。</u> ⑥ <u>受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第 17 条第 3 項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託したものにこれを委託することができます。</u> ⑦ <u>一部解約金（第 41 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以</u>	（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） 第 37 条 （略） ② （略） ③ 償還金（<u>信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 40 日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日の 3 営業日前の時点において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者を信託終了日現在の受益者として、当該受益者に対して、受託者または受益権上場取引所の会員等から支払います。</u> <追加> <追加> ④ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第 17 条第 3 項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託したものにこれを委託することができます。 ⑤ 一部解約金（第 41 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以

変更後（新）	変更前（旧）
下同じ。）は、第 41 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。 <u>⑧</u> 前項に規定する一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。	下同じ。）は、第 41 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。 <u>⑥</u> 前項に規定する一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責） 第 38 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 2 項に規定する支払開始日から 5 年経過した後に未払残高があるとき、および償還金については第 37 条第 <u>5</u> 項に規定する支払開始日から 10 年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。 ② 受託者は、一部解約金については第 37 条第 <u>7</u> 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。 ③ （略）	（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責） 第 38 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 2 項に規定する支払開始日から 5 年経過した後に未払残高があるとき、および償還金については第 37 条第 <u>3</u> 項に規定する支払開始日から 10 年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。 ② 受託者は、一部解約金については第 37 条第 <u>5</u> 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。 ③ （略）
（収益分配金および償還金の時効） 第 39 条 受益者が、収益分配金については第 37 条第 2 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 37 条第 <u>5</u> 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。	（収益分配金および償還金の時効） 第 39 条 受益者が、収益分配金については第 37 条第 2 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 37 条第 <u>3</u> 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

以上